

第 11 回下妻市新型コロナウイルス感染症対策本部会議(令和 2 年 4 月 13 日開催) 決定事項

4 月 13 日現在、茨城県内の新型コロナウイルス感染者は 109 例であり、死亡者は 5 名、本市における感染者発生無し。

4 月 13 日、茨城県知事会見により、これまで県では、都市部等との交流が多く感染リスクが高いと考えられる県内 10 市町に外出自粛要請をしていたものを、県内全域に拡大すること、また緊急事態宣言の対象である都県から県内に流入してきていることから、4 月 14 日～5 月 6 日までの間、すべての県民対象に下記のご協力を依頼する。

1. 平日・休日を問わず、不要不急の外出自粛
2. 緊急事態宣言の対象地域に居住する家族等に対する帰省の呼びかけを自粛、やむを得ず帰省された場合は、なるべく家族との接触を避け、14 日間帰省先(実家等)で待機するとともに、帰国者・接触者相談センターへ連絡
3. すべての県立高等学校等については臨時休業
4. 勤務は可能な限りテレワークを活用

上記の茨城県の方針を受け、市の対応は以下のとおり。

市の対応について

- (1) 公立幼稚園・小中学校について
5 月 6 日(水)まで休校を延期とする。
4 月 9 日から英語の動画配信を再放送している。今後、算数・数学も動画配信を開始予定。
- (2) 保育園・学童クラブについて
保育園・認定こども園・私立幼稚園・学童クラブに関しても、4 月 20 日以降、市内小中学校の延長した休校期間に合わせ、全施設において利用自粛要請を行う。
- (3) 市民への広報について(報告)
4 月 8 日から 18 時 30 分に防災無線での広報開始。
4 月 10 日号お知らせ版と一緒に「新型コロナウイルス感染症予防について」の配布物を全戸配布。
- (4) 公共施設の休館について
第 8 回対策本部会議(4 月 2 日開催)にて、体育館等の屋内施設の休館期限を5月6日まで延長することは決定済み。
【 市内施設閉鎖の追加情報 】 以下の施設を 5 月 6 日まで利用中止とする。
 - WaiWai ドーム 屋根付多目的広場 ・ スケートボードパーク
 - 屋外施設 砂沼球場
砂沼広域公園テニスコート
柳原球場 ・ 柳原テニスコート
小貝川ふれあい公園ソフトボール場 ・ サッカ一場
千代川運動場
千代川テニスコート